

第一章 通則

第二章 総則編二関スル規定

第三章 物権編二関スル規定

第四章 債権編二関スル規定

第五章 親族編二関スル規定

第六章 相続編二関スル規定

第一章 通則

第一条 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス

第二条 削除

第三条 削除

第四条 削除

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官序又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他ノノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラレルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ當該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

第六条 私署証書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官又ハ公証人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其証書ニ登簿番号ヲ記入シ帳簿及ヒ証書ニ日附アル印章ヲ押捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト証書トニ割印ヲ為スコトヲ要ス

第七条 証書力數紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ每紙ノ綴目又ハ継目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

第八条 公証人法第六十二条ノ七及ビ第六十二条ノ八ノ規定ハ指定公証人ガ第五条第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス

第九条 本法ニ規定スルモノノ外第五条第二項ニ規定スル日付情報ヲ付スルコトニ關スル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 私署証書ニ確定日附スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第十一条 第一项ノ規定ハ第五条第二項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前条第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十二条ノ七第二項及ビ第三項ノ規定ニ依ル請求ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス

第十二条 左ノ法令ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

明治五年第一百九十五号布告

明治六年第一十一号布告

明治七年第二十八号布告

同年第四十号布告

同年第六十二号布告

同年第二百五十二号布告

同年第二百七十七号布告

同年第三百六号布告動産書入金穀貸借規則

十九
一 同年第三百六十二号布告出訴期限規則

明治七年第二十七号布告

- 明治八年第六号布告
同年第六十三号布告
- 同年第二百二号布告金穀貸借請人証人弁償規則
- 明治九年第七十五号布告
同年第九十九号布告
- 明治十年第五十号布告
同年勅令第二百七十三号布告
- 明治十七年第二十号布告
明治二十三年法律第四十四号財産委棄法
- 明治十六年第十八号布告地所質入書入規則ハ第十一条ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
- 第十二条 削除
本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二章 総則編ニ闇スル規定
- 第十三条 民法施行前三民法第七条又ハ第十二条ニ掲ケタル原因ノ為メニ後見人ヲ附シタル者ハ其施行ノ日ヨリ禁治産者又ハ準禁治産者ト看做ス
後見人ハ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治産又ハ準禁治産ノ請求ヲ為スコトヲ要ス
- 第十四条 後見人其他民法第七条ニ掲ケタル者カ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治産又ハ準禁治産ノ請求ヲ為サリシトキハ其期間経過ノ後ハ前条第一項ノ規定ヲ適用セス
前項ノ場合ニ於テ管理者ハ民法第三条ニ定メタル權限ヲ有ス但刑事禁治産者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第十五条 宣告ヲ取消シタルトキハ其判決確定ノ日ヨリ前条第一項ノ規定ヲ適用セス
民法施行ノ日ニ於テ刑事禁治産者タル者ハ其施行ノ日ヨリ能力ヲ回復ス
- 第十六条 民法施行前ヨリ刑事禁治産者ノ財産ヲ管理スル者ハ刑事禁治産者カ定メタル他ノ管理者カ其財産ヲ管理スルコトヲ得ルマテ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ管理者ハ民法第三条ニ定メタル權限ヲ有ス但刑事禁治産者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第十七条 民法第二十五条乃至第二十九条ノ規定ハ民法施行前ニ住所又ハ居所ヲ去リタル者ニ付テモ亦之ヲ適用ス
民法施行前ヨリ不在者ノ財産ヲ管理スル者ハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ従ヒテ其管理ヲ繼續ス
- 第十八条 民法第三十条及ヒ第三十一条ノ規定ハ民法施行前ヨリ生死分明ナラサル者ニモ亦之ヲ適用ス
民法施行前既ニ民法第三十条ノ期間ヲ経過シタル者ニ付テハ直チニ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ失踪者ハ民法ノ施行ト同時ニ死亡シタルモノト看做ス
- 第十九条乃至第二十八条 削除
- 第二十九条 民法施行前ニ出訴期限ヲ経過シタル債権ハ時効ニ因リテ消滅シタルモノト看做ス
民法施行前三出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ヲ適用ス
- 第三十条 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴期限カ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ旧法ノ規定ニ従フ但其残期カ民法施行ノ日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適用ス
- 第三十一条 民法施行前三出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
前项ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ闇スル規定ハ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ハ旧法ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
- 第三十二条 民法施行前三出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
前项ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ闇スル規定ハ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ハ旧法ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
- 第三十三条 民法施行前三出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
前项ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ闇スル規定ハ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ハ旧法ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
- 第三十四条 民法施行前三出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
前项ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ闇スル規定ハ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ハ旧法ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
- 第三十五条 民法施行前三出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
前项ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ闇スル規定ハ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ハ旧法ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
- 第三十六条 民法施行前三出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
前项ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ闇スル規定ハ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ハ旧法ニ付テハ民法中時効ニ闇スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス
- 第三十七条 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依リ登記スヘキ權利ハ從来登記ナクシテ第三者ニ对抗スルコトヲ得ヘカリシモノト雖モ民法施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ对抗スルコトヲ得ス
民法施行前ヨリ占有又ハ準占有ヲ為ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用ス
- 第三十八条 民法施行前ヨリ占有又ハ準占有ヲ為ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用ス
民法施行前ヨリ占有スル者力民法第二百九十二条ノ条件ヲ具備スルトキハ民法ノ施行ト同時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス
- 第三十九条 民法施行前ヨリ動産ヲ占有スル者力民法第二百九十二条ノ条件ヲ具備スルトキハ民法ノ施行ト同時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス
民法第三条メタル物權ハ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ有ス
- 第四十条 遺失物ハ明治九年第五十六号布告遺失物取扱規則第二条ニ依リ榜示ヲ為シタル後一年内ニ其所有者ノ知レサルトキハ民法施行前ニ其榜示ヲ為シタルトキト雖モ拾得者其所有權ヲ取得ス但漂著物ニ付テハ明治八年第六十六号布告内国船難破及漂流物取扱規則ノ規定ニ従フ
- 第四十一条 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ニ至ルマテ遺失物ト同一ノ手続ニ依リテ公告ヲ為スコトヲ要ス
民法施行前ヨリ民法第二百四十二条乃至第二百四十六条ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取得スヘカリシ狀況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時ニ民法ノ規定ニ従ヒテ所有權ヲ取得ス但第三者カ正當
- 第四十二条 二取得シタル權利ヲ妨ケス

第四十三条 共有者力民法施行前ニ於テ五年ヲ超ユル期間内共有物ノ分割ヲ為ササル契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超エサル範囲内ニ於テ其効力ヲ有ス
第四十四条 民法施行前ニ設定シタル地上権ニシテ存続期間ノ定ナキモノニ付キ当事者力民法第二百六十八条第二項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以上民法施行ノ日ヨリ五十
 年以下ノ範囲内ニ於テ其存続期間ヲ定ム
第四十五条 地上権者力前項ノ建物ニ修繕又ハ変更ヲ加ヘタルトキハ地上権ハ其建物ノ朽廃又ハ其竹木ノ伐採期ニ至ルマテ存続ス
第四十六条 縮ス
 民法施行前ニ範囲内ニ於テ其存続期間ヲ定ム
第四十七条 民法施行前ニ設定シタル永小作権ハ其存続期間力五十年ヨリ長キトキト雖モ其効力ヲ存ス但其期間力民法施行ノ日ヨリ起算シテ五十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十年ニ短
 廃止

民法第二百七十五条及ヒ第二百七十六条ノ期間ハ民法施行前ヨリ同条ニ定メタル事実カ始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ起算ス

第四十八条 民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有スヘカリシ債権者ハ其施行ノ日ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十九条 民法第三百七十五条ノ規定ハ民法施行前ニ抵当権ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第五十条 民法第三百七十五条ノ規定ハ民法施行前ニ設定シタル抵当権ニモ亦之ヲ適用ス但民法施行ノ日ヨリ一年内ニ特別ノ登記ヲ為シタル利息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以テ抵当

権ヲ行フコトヲ得

第五十一条 民法施行前ニ範囲内ニ於テ其存続期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス
 民法施行前ニ永久存続スヘキモノトシテ設定シタル永小作権ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ経過シタル後一年内ニ所有者ニ於テ相当ノ償金ヲ払ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ此権利ヲ抛棄シ又ハ一年内ニ此権利ヲ行使セサルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相当ノ代価ヲ払ヒテ所有権ヲ買取ルコトヲ要ス

第四十二条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十三条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十四条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十五条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十六条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十七条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十八条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第四十九条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十一条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十二条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十三条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十四条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十五条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十六条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十七条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十八条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第五十九条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第六十条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第六十一条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第六十二条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第六十三条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第六十四条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第六十五条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

第六十六条

民法ノ規定ニ従ヘハ民法施行前ヨリ先取特権ヲ有ス

ノ適用ヲ妨ケス
 民法第七百六十条ノ規定ハ民法施行前ニ家督相続人ノ債権者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第六十七条
 民法第七百六十七条第一項ノ期間ハ前婚力民法施行前ニ解消シ又ハ取消セラレタルトキト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六十八条
 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキトキハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得但其事實力既ニ民法ニ定メタル期間ヲ経過シタルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第六十九条
 民法施行前ニ婚姻ヲ為シタル者カ夫婦ノ財産ニ付キ契約ヲ為サセリシトキハ其財産關係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財産制ニ依ルスニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第七十条
 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依リ離婚又ハ離縁ノ原因タルヘキトキハ夫婦又ハ養子縁組ノ当事者ノ一方ハ離婚又ハ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第七十一条
 嫁出ノ推定及ヒ否認ニ関スル民法ノ規定ハ民法施行前ニ懷胎シタル子ニモ亦之ヲ適用ス

第七十二条
 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ従ヒテ父又ハ母ノ親権ニ服ス

第七十三条
 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事實ニ拠リテ親権又ハ管理権ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

第七十四条
 民法第九百条第一号ノ場合ニ於テ民法施行ノ際未成年者ノ後見人タル者アルトキハ其後見人ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ従ヒテ其任務ヲ行フ

第七十五条 民法第九百条第一号ノ場合ニ於テ民法施行ノ際未成年者力後見人ヲ有セサルトキハ民法ニ定メタル者其後見人ト為ル
第七十六条 民法施行前三民法第七条又ハ第十二条ニ掲ケタル原因ノ為メニ後見人ヲ附シタル者アル場合ニ於テ後見人其他民法第

ハ其宣告ノ時ヨリ民法ノ規定ニ従ヒテ後見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告アリタルトキハ保佐人人ノ任務ヲ行フ
第七十七条 民法施行前ニ未成年又ハ民法第七条若クハ第十二条ニ掲ケタル原因ニ非サル事由ノ為メニ選任シタル後見人ノ任務ハ民法施行ノ日ヨリ終了ス

第十七条　明治元年二月五日又ハ明治十七年九月八日第十一号ニ掲タル原因为ニモサハ事由ノ然ニニ遇合シタル後見人ノ仕務ノ目次也。未満年者ノ後見人又ハ民法第七条若クハ第十二条ニ掲タル原因ノ為ニ選任シタル後見人ハ民法第九百八十二条該当スルトキ亦同シ。

第七十八条 民法第九百三十七条及ヒ第九百四十条乃至第九百四十二条ノ規定ハ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス
民法第一七百三十八条ノ規定、前条第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九条 民法第九百三十八条ノ規定ハ前条第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人ヲ選任セシムル為メ連帯ナク親族会ノ招集ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ親族

第七十九条 第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ依リテ後見人ノ仕務ニ行フ者ノ後見監督ノヲ選任セシムハ然フ退満ナク親族会ノ指揮ヲ表半月ニ請求フハニトモ要フ者シベニ違反シタルヨリヨハ親族会ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得

第八十条 第七十四条又ハ第七十六条ノ規定三依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ遲滞ナク被後見人ノ財産ヲ調査シ其目録ヲ調製スルコトヲ要ス。

**民法第九百七十七条第二項、第三項、第九百十八条及ヒ第九百十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第八十一条** 民法第九百二十四条及ヒ第九百二十七条规定ハ後見人力第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第八十二条 民法第九百二十四条及ヒ第九百一十七条ノ規定ハ後見人力第七十四条又ハ第七十六条ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニテ準用ス
第八十三条 民法第九百三十一条ノ規定ハ後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對スル第三者ノ権利ヲ譲受ケタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十三条 後見人力民法施行前ヨリ被後見人ノ財産ヲ貸借セルトキハ後見監督人ヲ選任セシムル為メ招集シタル親族会ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス若シ親族会力同意ヲ為ササリシトキハ貸貸借ハ其

効力ヲ失フ
第六章 相続編二関スレ規定

第六章 相続編二関スル規定

第八十五条 民法第九百七十四条及ヒ第九百九十五条ノ規定ハ相続人タルヘキ者力民法施行前ニ死亡シ又ハ其相続権ヲ失ヒタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十六条 相続人廃除ノ原因タル事實民法施行前ニ生シタルトキト雖モ廃除ノ請求ヲ為スコトヲ得
第八十七条 目焼ヘ毫末ノ及肖ニ關ケレ民法ノ規定ヘニ依テ有ニ餘余ノタレ目焼ヘニ付シヲ猶用ス

第八十七条 第八十八条相続人廃除ノ取消ニ関スル民法ノ規定ハ其施行前ニ廢除シタル相続人ニモ亦之ヲ適用ス
家督相続人指定ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ指定シタル家督相続人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十九条 民法第九百八十九条ノ規定ハ民法施行前ニ前戸ノ債権者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第九十条 民法第七十七条及ヒ第千八条ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ズ
第一項ニテ、但シ、本件に付する、分離ニ關する事由、見三ハ、其施行前に開設ノノ日迄ニテノ適用ズ

第九十一条 相続ノ承認、抛弃及ヒ財産ノ分離ニ関スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニハ之ヲ適用セズ
第九十二条 相続人贋欠ノ場合ニ関スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ適用セズ

相続人曠外ノ場合一関ハ小民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ其施行ノ日より之ヲ適用ス
第九十三条 相続財産ノ管理人カ民法第千五十七条ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ハ裁判所カ同法第千五十八条ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第九十四条 遺言ノ成立及ヒ取消ニ付テハ其當時ノ法律ヲ適用シ其効力ニ付テハ遺言者ノ死亡ノ時ノ法律ヲ適用ス

第九十五条 民法第千三百三十二条乃至第千三百三十六条及ヒ第千百三十八条乃至第千百四十五条ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ス
附 則 (明治三四年九月一日去律第三十九号) 沙

第五条 附則（明治二十四年九月二日法律第三十九号）抄

附 則
(明治三九年三月二二日法律第一三号)

本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム。
附 則（大正二年四月二十五日法律第七一號）
少

附則（大正二年四月五日法律第七号）抄
第三百八十三条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三百八十三条 本法施行ノ期日ハ、賴令ノ以テ之ヲ定ム。
附 則 (昭和二十四年五月三一日法律第一三七号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二六年四月三日法律第一二六号）
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和三八年七月九日法律第一二六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（法人の設立許可の取消し等に関する経過措置）

い。第二条 この法律による改正後の民法第七十一条及び民法施行法第二十三条第一項の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の当該規定によつて生じた效力を妨げない。

(法人の解散の登記に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に主務官庁が設立許可を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登記に関しては、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合には、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(事務の区分に関する経過措置)

第五十一条 第九十三条の規定による改正後の民法第八十三条ノ三第一項及び第九十四条の規定による改正後の民法施行法第二十三条第四項前段の各規定により都道府県が処理することとされる事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他の公共団体の事務(附則第一百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
 (不服申立てに関する経過措置)
- 第百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- (手数料に関する経過措置)
- 第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
- (罰則に関する経過措置)
- 第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (その他の経過措置の政令への委任)
- 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
- 2 附則第十九条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
 (検討)
- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附則 (平成二年四月一九日法律第四〇号) 抄
 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日
 (その他の経過措置の政令への委任)
- 第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
- 附則 (平成一六年一二月一日法律第一四五七号) 抄
 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附則 (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄
 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (罰則の適用に関する経過措置)
- 第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (政令への委任)
- 第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
- 附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
 (施行期日)
- 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。
- 附則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇一号) 抄
 (施行期日)
- 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(民法施行法の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 この法律の施行前に旧公社においてある事項を記入し、日付を記載した私署証書は、確定日付のある証書とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条第一項及び第三項(第三号に係る部分に限る。)、第百三十四条、第百三十五条第二項(第四号に係る部分に限る。)、第百三十七条、第百三十八条第一項、第百四十二条(公益法人認定法第四十七条の規定を準用する部分に限る。)、第百六十九条(内閣府設置法附則第二条第一項に一号を加える改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。)並びに第二百三条の規定は、公益法人認定法附則第二項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一〇日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条(建設業法第二十二条第一項及び第三項の改正規定、同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第二十六条第三項から第五項まで、第四十条の三及び第五十五条の改正規定を除く。)及び附則第十三条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定) 平成十九年四月一日

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十七条、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

三 附則第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百七十条、第二百九十六条、第三百十一条、第三百三十五条、第三百四十条、第三百七十二条及び第三百八十二条の規定 平成二十三年四月一日

(登記印紙の廃止に伴う経過措置)

第三百八十二条 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施行法第八条第二項、附則第二百六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項(同法第二十二条において準用する場合を含む。)、附則第二百九十六条の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項本文(同法第四十九条第七項(同法第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。)及び他の法令において準用する場合を含む。)、附則第三百十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十四条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条第二項本文又は附則第三百七十二条の規定による改正後の不動産登記法第百十九条第四項本文(同法第二十一条第三項、第百二十二条第三項及び第百四十九条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。(罰則に関する経過措置)

第三百九十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

施行期日

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(細則の原則)
第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係る

ものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴公に關する怪異措置)

國語通鑑

2 あつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 法定その他の行為の取消しの請求であつて、この法律の施行前に提起されたものについては、たゞ徴収の係による

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなほ従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従

前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十九年六月一日法律第二五五号）
この法律は、平成二十九年の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第一百三十三条の三、第一百六十七条の二、第一百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月一日法律第七一號）抄

整備等の促進に関する法律第五十五条第一項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中「保険業法附則第一条の十四条第一項の改正規定、第四十七条中「保険業法等」の一部を改正する法律附則第十一

六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信、放送、郵便事業支援機構法第二百七十七条の改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信、放送、郵便事業支援機構法第二百七十七条の改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同

二 略
組合等による信用事業の再編及て強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並ては第一百一十四条及び第一百一十五条の規定
公布の日

三、第一条中「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律」第四条の改正規定（並びに第百三十二条を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）

改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百十一条、第一百十八条及び第一百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に

の次に「第一項の改正規定」、同法第二百二十九条第三項第一号の表第五十九条第三項第一号の改正規定(「第一項の改正規定」の次に「第一項の改正規定」)を加える部分に限る)、同条第二項の表第五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十九条の二第二項第四号を加える部分に限る)、同条第二項の表第五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第

規定（第四十九条から第五十二条まで）を「第五十一条、第五十二条」に、及び第一百三十二条を「、第一百三十二条から第一百三十七条まで及び第一百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従業員」である。

「たる事務所」とを削る部分に限る)並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第一百四十七条の改正規定(「第三項を除く」、第十八条)を削る部分に限る)、第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第一項を削る改正規定

定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三

「新規」を削除する部分及び「読み替える」を、「同一商品取引法」と「昭和二十三年法律第百四十五号」、「第九十一条に準じて準用する商業登記法」として記述する。参考までに、各法の規定を示す。

百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び

百分の一の十、一千九百四十九年四月三十日付の「商事部長官署付第百四十九号」である。同法第二百四十五条第一項及び第二百六十六条の改正規定、「第三十一条中損害保険料率算出團体によるする法律第二十二十三条から第二十四条までの改正規定及び同法第一百四十五条第一項と該する」に記載する旨。

正規定（「第二十三条の一まで」）を「第十九条の三まで」（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第一二十一一条から）に、「第十五号及び第十六号」

部分に限る。)並びに同法第五十八条、第七十七條第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。)、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定(「第八項」の下に「第三十
八条の六」を加える部分を除く。)、第一百条の規定(同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。)、第一百一条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第
八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に、「並
びに第三十二条」を「、第三十二条から第三十七条まで並びに第三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五六条第
二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。)、第一百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第一百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)会社法改正法附則第一
条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則（令和三年四月一八日法律第二四号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日) 1 一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日